

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年8月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年7月中旬～2023年8月中旬）

- 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見
- 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント）

II. 中国法務の現場より

「各国の個人情報保護法制において求められる個人情報保護影響評価」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年7月中旬～2023年8月中旬）

◆ 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見¹

国務院 2023年7月25日制定、2023年8月13日公表

1. はじめに

2023年8月13日、中国国務院は、「外商投資環境の更なる最適化と対外投資誘致活動の強化に関する意見」（以下「本意見」という。）を公表した。

国連貿易開発会議（UNCTAD）が2023年7月5日に発表した「世界投資報告2023」によると、世界の対外直接投資（FDI）は今年も依然として減少圧力に直面している。中国の投資誘致も複数の要因によって複雑で厳しい状況に直面しており、中国商務部が発表した外商直接投資月次データによると、2022年以降、中国の外資実際利用額の前年比成長率は徐々に縮小し、2023年第2四半期から前年比マイナスに入り、まだ下げ止まっておらず、そのうち、2023年1-7月の外資実際利用額は1118億ドルに達し、前年比成長率はマイナス9.8%であった²。

一方、中国商務部は、中国は開放する固い決意を持って、幅広い市場機会、完全な産業システム、高品質のビジネス環境があり、中国市場は外国投資にとって依然魅力的であると述べた³。中国商務部が発表したデータによると、中国では、2023年1月～7月に28,406社の新しい外商投資企業が設立され、前年同期比で34%増加している⁴。

外商投資環境をさらに最適化し、投資促進業務の水準を向上させ、外商投資誘致の取り組みを強化するため、外商投資企業が懸念するビジネス環境の問題に焦点を当て、国務院より本意見が打ち出された。本稿では、本意見の主な内容を紹介する。

2. 要点

本意見においては、主に外商投資活用の質の向上、外商投資企業の内国民待遇の保証、外商投資の保護の持続的強化、投資・経営の円滑化の向上及び財政・税制面の支援の強化等6つの面で24か条の政策措置が規定されている。

(1) 外商投資活用の質の向上

外商投資活用の質の向上に関して、本意見では、主に以下の措置を定めている。

ア 重点分野における投資誘致の強化

本意見では、外商投資企業が中国国内に研究開発センターを設立し、国内企業と共同で技術研究開発と産業応用を行うことを支持し、外商投資企業とその設立した研究開発センターが重大な科学研究プロジェクトを担当することを奨励すると定めている。また、本意見では、関連法規の遵守を前提に、生物医学分野における外商投資プロジェクトの着工・稼

¹ 「国务院关于进一步优化外商投资环境 加大吸引外商投资力度的意见」

² <http://data.mofcom.gov.cn/lywz/inmr.shtml>

³ <http://www.scio.gov.cn/live/2023/32453/tw/>

⁴ <http://data.mofcom.gov.cn/lywz/inmr.shtml>

働を加速させ、外商投資企業が法律に従い、海外販売中の細胞・遺伝子治療医薬品の臨床試験を中国国内で実施することを奨励し、海外で製造される医薬品の国内生産移管に関する医薬品登録手続を最適化すると規定されている⁵。

海外で製造され、国内へ生産移管される医薬品（以下「生産移管品」という。）の登録申請の手続の最適化を例にとると、「医薬品の市販後変更管理办法（試行）」⁶第10条では、生産移管品の登録は、化学医薬品登録制度の分類4（ジェネリック医薬品）に従って申告を行うと規定されている。

中国医薬品審査評価センター（CDE）は、2023年3月23日に生産移管品の登録申請に関する申告資料についての要求の意見募集稿⁷を公布し、その中では、主にジェネリック医薬品の登録申請と比較して、簡略化できる関連資料や提供を免除できる関連資料が規定されている。当該ガイドラインが正式に公布された後、生産移管品の登録申請がより簡略化されるものと考えられる。

イ サービス業の開放の拡大

本意見では、知的財産、株式、関連実物資産の複合質権融資の発展を奨励し、知的財産の証券化の検討を支援すると定めており、また、国内インターネット・バーチャル・プライベート・ネットワーク事業（外資比率50%以下）、情報サービス事業（アプリケーション・ショップのみ。オンライン出版サービスを除く。）、インターネット接続サービス事業（利用者へのインターネット接続サービスの提供に限る。）など、付加価値電信事業の開放試行地域の数を着実に増加させると規定されている⁸。

上記の一部の付加価値電信事業について、各地域の自由貿易区（自貿区）においてある程度開放されているが、上記規定からすると、今後、自由貿易区以外の地域への拡大が期待される。

ウ 外資誘致チャネルの拡大

本意見では、適格外国有限責任事業組合（QFLP）による国内投資試行プロジェクトの実施を深化させ、QFLPに関する外国為替管理円滑化制度を確立・改善し、海外で調達した人民元による国内関連直接投資を支援すると規定されている⁹。

エ 外資プロジェクトの建設に関する推進メカニズムの整備

本意見では、グリーン電力消費を促進する政策・措置を導入し、外商投資企業がグリーン電力証書取引や省・地域を超えたグリーン電力取引にさらに参加することを支援すると定めている¹⁰。

⁵ 本意見第1条

⁶ 「药品上市后变更管理办法（试行）」

⁷ 「已上市境外生产药品转移至境内生产的药品上市注册申请申报资料要求（化学药品）（征求意见稿）」

⁸ 本意見第2条

⁹ 本意見第3条

¹⁰ 本意見第5条

(2) 外商投資企業の内国民待遇の保証

外商投資企業の内国民待遇の保証に関して、本条例では、主に以下の措置を定めている。

ア 外商投資企業の法に基づく政府調達活動への参加の保障

本意見は、政府調達法の改正を加速し、政府調達に関する法制度の体系的、全体的及び相乗的な性質を強化するよう努め、政府調達における「中国国内生産」の具体的な基準を更に明確にするための関連する政策及び措置を早急に導入するよう求めている。

また、革新的な調達方法などの検討により、外商投資企業が中国において世界をリードする製品を開発することを支援することや、政府調達活動への事業体の公正な参加を確保するための特別検査を実施し、法律に基づき、外商投資企業に対する差別的取扱い等の違法行為を摘発することも規定されている¹¹。

イ 外商投資企業の法に基づく基準制定への平等的な参加の支援

本意見は、基準の制定及び改正の全過程における情報公開を推進し、外商投資企業と国内企業の標準化専門委員会と標準制定作業への平等な参加を保障することを要求している。また、外商投資企業が独自の企業標準を制定し、または他の企業と共同で企業標準を制定し、標準化業務を行うことを奨励するとも定めている¹²。

実務上も、ますます多くの外商投資企業が標準化専門委員会やその他の部門と積極的にコミュニケーションを取り、標準化業務（基準制定や意見発表など）に参加するようになっている。

ウ 政策の平等適用

本意見では、各地域が打ち出す産業発展支援と内需拡大のための政策は、外商投資企業の平等な享受を確保すべきであると求めている¹³。

逆にいうと、外商投資企業にとっては、インターネットにおける自主確認や専門機構の起用による情報収集などを通して、各地域が策定した各種政策を積極的に理解し、情報を見過ごすことのないよう留意すべきといえる。

(3) 外商投資の保護の持続的強化

外商投資企業の保護の持続的強化に関して、本意見では、主に以下の措置を定めている。

ア 知的財産権に対する行政保護及び知的財産権に関する行政法執行の強化¹⁴

本意見では、特許権侵害紛争の行政裁決制度を改善し、行政裁決の執行を強化すると定めている。また、同意見では、各地域が、展示会における知的財産ワークステーションに依存し、展示製品の著作権、特許権、商標権などの知的財産権の申請を受け付け、侵害を防止するための効果的な措置を提供すると支持することや、医薬品・医療消耗品の調達分野

¹¹ 本意見第6条

¹² 本意見第7条

¹³ 本意見第8条

¹⁴ 本意見第10条、第11条

における知的財産権の保護の強化や、外商投資企業の知的財産権侵害を断固として取り締まり、地域横断的な侵害等に対して特別な摘発措置を実施することや、知的財産権の迅速かつ協調的な保護するメカニズムを改善し、明確な事実と確実な証拠がある案件の処理を迅速に行い、法執行のオンライン・オフライン一体化メカニズムを確立・改善し、手続要件を適切に簡素化するなども規定している。

イ 外国に関わる経済・貿易政策と法令の制定の規範化

政策の公開と透明性及びその安定性と予測可能性は、企業経営にとって極めて重要であり、企業の投資判断にも影響する。本意見では、対外関連の各種経済貿易政策・措置の策定については、透明性と予測可能性を高めることに重点を置くべきであり、法に従って外商投資企業の意見を聴取すべきであり、また、新たに導入される政策・措置には合理的な移行期間を設けるべきであると求めている¹⁵。

(4) 投資・経営の円滑化の向上

投資・経営の円滑化の向上に関して、本意見では、主に以下の措置を定めている。

ア 外商投資企業の外国人従業員の在留に関する政策の最適化

本意見では、出入国政策・措置を継続的に最適化し、外商投資企業の外国人幹部・技術者及びその家族に出入国・滞在・居留の便宜を提供すると要求しており、また、主要投資導入国・地域の大統領・領事館に対し、多国籍企業の幹部によるビザ申請について、引き続き便宜を提供すると指導し、条件に満たす外商投資企業が雇用・推薦する外国人高級管理職や技術者の永住権申請を促進するように規定されている¹⁶。

また、本意見では、各地域が投資交渉のために外国人を中国に招聘することを支援し、重要な外商投資プロジェクトに関連する外国人要員に対し、業務の必要性に応じてマルチビザを発給すると規定している¹⁷。

他方、8月3日に公安部より公布された「質の高い発展の保障に関する公安機関の若干措置」¹⁸の第5条では、改めて、ポートビザ（口岸ビザ）の発行が可能なが強調されている。同条によると、中国へ渡航する意向を有しているものの、国外での中国へのビザ申請が遅すぎる外国の商業・貿易関係者は、企業の招聘状と関係証明資料をもって、到着地の出入国検査場でポートビザを申請でき、ビジネスのために複数回に渡航する必要がある人は、中国入国後3年間有効のマルチビザに交換することができる。

現在、中国はまだ日本人に対する15日間のビザ免除政策を再開していないため、中国に渡航する必要がある場合、日本でビザを申請するだけでなく、ポートビザ政策を積極的に利用することも検討できる。例えば、上海出入国管理局は、外国人個人ポートビザのオンライン事前受理サービスを開始しており、オンライン手続の承認後、招聘された外国人が入国港に到着した後、ダウンロードして印刷した受理証明書を以て、ポートビザを申請する

¹⁵ 本意見第12条

¹⁶ 本意見第13条

¹⁷ 本意見第22条

¹⁸ 「公安机关服务保障高质量发展若干措施」

ことができる。なお、中国で就労する場合、従前は、居留許可を申請するにあたって、旅券の原本を公安機関に数日間預けなければならず、一定の不便があったが、同通知第6条によると、今後、有効な旅券が確認された後、直ちに旅券の原本の返還を受けることができるようになる。

イ データの越境移転に関するセキュリティ管理システムの円滑化の検討

本意見では、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」の規定を徹底し、適格な外商投資企業のためのグリーンルートを確立し、重要データと個人情報の越境移転セキュリティ評価を効率的に実施し、安全で秩序ある自由なデータ移転を促進すると規定している。また、北京市、天津市、上海市等の地域においては、データ越境移転安全評価、個人情報保護認証、個人情報越境移転標準契約届出などの制度を実施する過程において、自由に移転できる一般データリストの形成を試験的に模索し、サービスプラットフォームを構築し、データの越境移転に関するコンプライアンスサービスを提供するとも規定されている¹⁹。

多国籍企業にとって、重要なデータと個人情報の越境移転に関する安全評価の実施は大きな課題であり、公開情報によると、一部の外資系企業がすでに越境移転に関する安全評価又は個人情報越境移転標準契約の届出を完了しているようであるが、数としてはまだ少数である。本意見で言及された「グリーンルート」がどのように実施されるのか、どのような条件を満たす必要があるのか、さらに、自由に移転できる一般データリスト及びその関連規定がどうなるかが今後の注目点といえる。

(5) 財政・税制面の支援の強化

財政・税制面の支援の強化に関して、本意見では、外商投資促進のための資金保障を強化し、各地方が法定権限の範囲内で重点多国籍企業の投資プロジェクトに対し支援を提供することを支持することや、外商投資企業に関する税優遇政策（例えば、外国人個人所得税優遇、外資系研究開発センターに関する輸入税金優遇及び国産設備の調達に関する増値税優遇、奨励類外商投資プロジェクトに関する輸入設備免税政策）を徹底し、企業が利用できるように積極的に支援するなど規定している²⁰。

外国人個人所得税優遇については、「個人所得税に関する若干の政策問題に関する通知」²¹（財税字[1994]020号）（以下「1994年通知」という。）等によると、中国で就労する外国人の個人所得税を計算する場合、合理的な範囲内の住宅手当、語学研修費、子供の教育費手当等を非課税とすることが定められている。

この点、中国の個人所得税法の改正により、特別追加控除という制度が導入され、2023年12月31日をもって外国人に関する上記個人所得税優遇政策を終了するとの計画であった（特別追加控除における控除可能金額が高くないため、大多数の駐在員にとって、1994年通知の適用を選択する方が有利である）。本意見公表直後、「外国人の手当に関する個人所得税政策

¹⁹ 本意見第14条

²⁰ 本意見第17条～第20条

²¹ 「财政部 国家税务总局关于个人所得税若干政策问题的通知」

の継続的な実施に関する公告」²²（財政部・国家税務総局公告 2023 年第 29 号）が公布され、1994 年通知に定めた優遇政策の有効期限が 2027 年 12 月 31 日まで延長された。

3. その他

本意見では、政策の相乗効果を高めるため、各地域が地域の状況に応じて関連措置を導入することを奨励していると定めており、今後、各地域においても、相次いで関連政策が打ち出されると思われる。また、本意見で述べた 24 か条の政策措置が、すべて新しい政策ということでもなく、以前から発表されているものや、既に試験的に実施されているものもあるが、本意見が打ち出された後、これらの政策措置をいかにして早急に行うかが注目点となる。

◆ 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント）²³

国家インターネット情報弁公室 2023 年 8 月 3 日公布

1. はじめに

「個人情報保護法」²⁴の規定によれば、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いにおける法律及び行政法規の規定に対する遵守状況について、定期的にコンプライアンス監査を行うことが求められているほか²⁵、個人情報保護職責履行部門が職責を履行する過程で、個人情報取扱活動に比較的大きなリスクの存在又は個人情報セキュリティインシデントの発生を発見した場合、当該個人情報取扱者の法定代表者又は主要責任者に対して面談を行い、個人情報取扱者に対して個人情報取扱活動のコンプライアンスに係る監査を専門機関に委託することを要求することができる²⁶とされている。

個人情報保護法では、上記のような個人情報保護コンプライアンス監査制度が規定されているものの、例えば、定期的な実施について、その頻度や具体的な実施方法、個人情報取扱事業者自らが実施するのか、外部の第三者機関に委託するのか等、明確な規定やガイドラインがなく、個人情報保護コンプライアンス監査をどのように実施すべきかが明確にはされておらず、実務上これに対応することは難しい状況となっていた。

このような背景の下、個人情報保護コンプライアンス監査の実施を指導・規制するため、個人情報保護法及びその他の法律法規に基づき、国家インターネット情報弁公室は「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を起草し、公表した。本稿では、本意見募集稿の要点を紹介する。

なお、本意見募集稿はパブリックコメントの段階で、まだ正式なものが公布されておらず、今後引き続き動向に注視しておく必要がある。

²² 「关于延续实施外籍个人有关津补贴个人所得税政策的公告」

²³ 「个人信息保护合规审计管理办法（征求意见稿）」

²⁴ 「个人信息保护法」

²⁵ 個人情報保護法第 54 条

²⁶ 個人情報保護法第 64 条

2. 要点

(1) 定義と分類

本意見募集稿では、個人情報保護コンプライアンス監査とは、個人情報取扱事業者の個人情報取扱行為が法律及び行政法規に適合しているかどうかを審査・評価する監督活動であると規定されている²⁷。

本意見募集稿の規定によると、個人情報保護コンプライアンス監査は、自主的に実施されるか否かによって、自主監査と強制監査に分類され、実施の時期及び頻度によって、定期監査と個人情報保護職責履行部門から要請があった場合に実施される監査に分類され、監査の実施主体によって、個人情報取扱事業者の内部組織で実施される監査と外部の第三者専門機関に委託して実施される監査に分類される²⁸。

ア 自主監査

個人情報取扱事業者が定期的に開始し、自ら手配する監査を指す。本意見募集稿では、100万人以上の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者は、少なくとも1年に1回、その他の個人情報取扱事業者は、少なくとも2年に1回、個人情報保護コンプライアンス監査を実施しなければならないと規定されている²⁹。

イ 強制監査

個人情報保護職責履行部門の強制的な要求に基づき実施される監査を指す。本意見募集稿では、個人情報保護職責履行部門が職責を履行する過程で、個人情報取扱活動に比較的大きなリスクの存在又は個人情報セキュリティインシデントの発生を発見した場合、個人情報取扱事業者に対して、専門機関に委託して個人情報取扱活動のコンプライアンス監査を実施するよう求めることができる³⁰と規定されている。

また、個人情報保護法では、個人情報保護コンプライアンス監査に加えて、特定の個人情報取扱行為をする個人情報取扱事業者については、個人情報保護影響評価を実施することも求められている。両者の間には、例えば、両者とも個人情報の取扱い目的や取扱い方法が適法、正当かつ必要なものであるか否かを問うものであるなど、内容的に共通する部分もあるが、個人情報保護コンプライアンス監査は、個人情報の取扱い行為に伴うリスク影響度を具体的に評価・ランク付けするものではなく、個人情報の取扱い義務がどの程度遵守されているかを評価するものに過ぎない。両者は、重視する事項や目的が異なるため、直接の互換性はない。

(2) 実施手順

ア 自主監査の実実施手順

本意見募集稿は、強制監査の実実施手続については定めているが、自主監査の実実施手続については定めていない。通常、自主監査には以下のプロセスが含まれる。

²⁷ 本意見募集稿第3条

²⁸ 本意見募集稿第4～6条

²⁹ 本意見募集稿第4条

³⁰ 本意見募集稿第6条

年間計画に基づく個人情報保護コンプライアンス監査の実施のキックオフ ⇒ 自社で実施するか専門機関に委託するかを決定 ⇒ 専門機関の選定（専門機関に委託する場合） ⇒ 個人情報保護コンプライアンス監査の実施（監査項目の決定及び確認等） ⇒ 個人情報保護コンプライアンス監査報告書の発行 ⇒ 報告書に基づく改善 ⇒ 改善内容の確認

イ 強制監査の実施手順

本意見募集稿の関連規定からすると、強制監査は一般的に以下のプロセスを含む³¹。

強制監査の通知受領 ⇒ 個人情報保護コンプライアンス監査の実施のキックオフ ⇒ 専門機関の選定 ⇒ 専門機関による個人情報保護コンプライアンス監査の実施 ⇒ 専門機関による個人情報保護コンプライアンス監査報告書の発行 ⇒ 個人情報保護職責履行部門への報告 ⇒ 専門機関による是正勧告に基づく改善 ⇒ 専門機関による再確認 ⇒ 個人情報保護職責履行部門への是正状況の報告

また、強制監査については、個人情報保護職責履行部門が適切な延長を承認した複雑なケースを除き、90 営業日以内に完了しなければならない、かつ、当局に提出する個人情報保護コンプライアンス監査報告書には、専門機関の署名及び捺印のみならず、個人情報取扱事業者のコンプライアンス監査責任者も署名しなければならないと規定している³²。

(3) 個人情報保護コンプライアンス監査の専門機関

本意見募集稿の規定からすると、自主監査は個人情報取扱事業者の内部部門が行うことも、外部の専門機関に委託することもできるが、強制監査の場合、専門機関に委託しなければならない。ただし、どのような機関が専門機関に含まれ、専門機関になるためどのような資格を取得する必要があるかについては、本意見募集稿には規定がなく、国家インターネット情報部門が公安機関及びその他の関連部門と共同で、個人情報保護コンプライアンス監査のための専門機関の推薦目録を制定すると規定しているのみである。そのため、どのような機関が監査機関として利用できるのか、まだ明確にされていない。

一方、清華大学知能法治研究院が主導する「情報セキュリティ技術 個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン」の建議案³³の第 5.2 条では、個人情報保護コンプライアンス監査機関は、以下の組織から選択することが提案されている。

- ① 法律により設立された法律事務所
- ② 法律により設立された会計事務所
- ③ 法律により設立された認証機関
- ④ 法律により設立された監査機関
- ⑤ 5 人以上の個人情報コンプライアンス監査人を擁する法人組織

(4) 専門機関に監査を依頼する場合の留意事項

³¹ 本意見募集稿第7条、第9～11条

³² 本意見募集稿第9条、第10条

³³ 「信息安全技術 个人信息保护合规审计指南（草稿）」

ア 専門機関の選定

本意見募集稿では、国家インターネット情報部門が国务院の公安機関及びその他の関連部門と連携して、個人情報保護コンプライアンス監査のための専門機関の推奨目録を制定し、個人情報取扱事業者が個人情報保護コンプライアンス監査を実施する際に、推奨目録にある専門機関を優先的に選定するよう奨励すると規定している³⁴。

本条項からすると、本目録は、あくまでも推奨レベルのもので、推奨目録からの選定を義務付けていないことから、外部機関に依頼する場合、推奨目録に掲載されていない機関に監査を委託することは理論上可能であるが、特に強制監査の場合、非推奨機関が発行した報告書が当局に認められないという可能性も否定はできないと思われる。

また、自主監査の場合、特に小規模な個人情報取扱事業者においては、コスト面から内部組織による監査を選択するケースもあると思われるが、ある程度の規模の事業者においては、自主監査の場合であっても、リスク防止や監督効果の実現の観点から、外部専門機関による監査を定期的には実施することは検討に値するといえる。

他方、専門機関の独立性・客観性を確保するため、本意見募集稿では、個人情報保護コンプライアンス監査を実施する専門機関は、同一の受審者に対し、連続して3回を超えて個人情報保護コンプライアンス監査を実施してはならないと規定されており³⁵、特定の専門機関に監査を依頼し続けることはできないことには留意が必要である。

イ 専門機関の権限

個人情報取扱事業者は、監査の実施を専門機関に依頼する場合、専門機関が監査を実施する際に、以下の権限を適切に行使できるようにしなければならない³⁶。

- ① 関連文書または情報の提供もしくはそのアクセスへの支援を要求すること
- ② 個人情報取扱活動に関連する施設に立ち入ること
- ③ 構内で行われている個人情報取扱活動を観察すること
- ④ 関連する事業活動及びそれらが依拠する情報システムを調査すること
- ⑤ 個人情報取扱活動に関連する機器及び設備を検査し、試験すること
- ⑥ 個人情報取扱活動に関連するデータ又は情報の閲覧及び検討
- ⑦ 個人情報取扱関係者に対するインタビュー
- ⑧ 関係事項の調査、質問及び証拠調べを行うこと
- ⑨ その他コンプライアンス監査の実施に必要な権限

(5) 個人情報保護コンプライアンス監査の監査ポイント

本意見募集稿では、個人情報保護コンプライアンス監査において監査しなければならない事項を参考要点として別紙の形式で掲載している。これらは主として個人情報保護法及びその他の法律、行政法規、国家標準の必須要求に基づく、重点的に審査すべき事項であり、これは、個人情報保護コンプライアンス監査を実施する際の参考資料とし、また、個人情報取扱事業者の日常業務の参考資料としても利用することができる。

執筆担当：楊利涛

³⁴ 本意見募集稿第13条

³⁵ 本意見募集稿第12条

³⁶ 本意見募集稿第8条

II. 中国法務の現場より

◆ 各国の個人情報保護法制において求められる個人情報保護影響評価

本年 7 月から 8 月にかけて中国の個人情報保護影響評価に関するご相談が目に見えて増えてきました。中国の個人情報保護法第 55 条 4 号は、個人情報を越境移転する場合に影響評価を実施することを求めています。この影響評価をどのように進めるべきかといったご相談から、影響評価の前提となるデータマッピングの実施、実際の影響評価の支援業務といったご相談まで、影響評価にまつわる様々なリクエストを頂いています。

実は、個人情報保護影響評価の実施は、中国で個人情報保護法が施行された 2021 年 11 月 1 日から義務付けられていたものです。もっとも、どのように影響評価を行うべきか必ずしも明らかでなかったために、多くの日系企業において未対応の状況にありました。法律上の義務は厳として存在するわけですから、法令遵守の観点からは問題があったわけですが、当時は他の日系企業においても未対応であろうことや、影響評価を行っていないことをもって当局が執行を行ったという報道も聞こえてこなかったため、当面は様子見をしているというスタンスの日系企業が多かったように思います。

ところが、2023 年 2 月 24 日に公布された個人情報越境移転標準契約弁法において、影響評価の結果を所在地の省レベルの情報部門に対して届出することが初めて明確にされました（同弁法第 7 条 1 項）。この直後から少しずつ日系企業の間でも影響評価に関する関心が高まり始め、さらには同年 5 月 30 日に公布された個人情報越境移転標準契約届出ガイドラインにおいて、影響評価のフォーマットが公表されたことにより、中国事業の比重が大きい事業者を中心に影響評価のニーズが格段に高まりました。当局が公表したフォーマットのみからは、未だ影響評価の記載事項が不透明な項目も残っているものの、事業者が実際に影響評価を行い、また当局側でも影響評価を行う事業者からの問い合わせを受けてコミュニケーションを行う中で、少しずつ影響評価の実務運用の輪郭が浮かび上がってきています。

なお個人情報保護影響評価は、中国の個人情報保護法が独自に求めているものではありません。中国以外でも個人情報保護影響評価を求める法制があり、これについても徐々に日本企業からのご相談が増えてきています。有名なものとしては、欧州の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation、以下「GDPR」といいます。）第 35 条 1 項が、特に新たな技術を用いて個人情報を取扱うような場合で、個人情報の本人に対して権利や自由の侵害が生じる高いリスクを伴う場合に、データ保護影響評価（Data Protection Impact Assessment）を実施することを求めています。とりわけ、①個人情報の自動的な取扱いによって、本人の人格的側面を体系的・広範囲に評価することによって、本人に対して法的効果が発生したり、重大な影響が生じたりする場合（GDPR 第 35 条 3 項 a）、いわゆるセンシティブ個人情報及び有罪判決や犯罪に関連する個人情報を大規模に取扱う場合（同項 b）、または公共の場所において大規模なシステム監視を行う場合（同項 c）には、影響評価の実施が必須です。もちろんこれらの場合に限らず、本人に対するリスクが高い取扱いを行う場合には、事前に影響評価を行うべきといえます。

また直近では、ベトナムにおいて 2023 年 7 月 1 日より施行されている個人情報保護政令において、個人情報を越境移転する際に影響評価を行うことが義務付けられています（同政令第 25 条）。中国と同様、ベトナムにおいても当局（ベトナムでは公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局）に影響評価の報告書を提出しなければなりません。中国では影響評価が求められる場面は限定的ですが（上述の越境移転の他に、センシティブ個人情報を取扱う場合、個人情報を用いた自動的意思決定が行われる場合、個人情報取扱いの委託・第三者提供・公表を行う場合、個人権益に重大な影響がある活動を行う場合）ベトナムの特徴は、個人情報を越境移転する場合の他、個人情報の処理一般についても影響評価を行うことが義務付けられている点です（同政令第 24 条）。事業を行ううえで個人情報を一切取扱わないということはほとんど考えられませんので（たとえば従業員を雇えば従業員個人情報を取扱うことになり、取引先とやりとりをすれば当該取引先の担当者の方の個人情報を取扱うことになり）、事実上ほぼすべての会社が影響評価を行わなければならないこととなります。さらにはカリフォルニア州においても、個人のプライバシーセキュリティに重大なリスクを生じさせる個人情報処理を行う事業者に対して、影響評価の実施を求めるカリフォルニア州消費者プライバシー法施行規則が、パブリックコメントに付されています。

このように、個人情報の保護に対する関心と懸念が高まるにつれ、世界各国の個人情報保護法制においては、事業者が個人情報を取扱うにあたってその影響を精査し、本人に対する悪影響が生じるかどうか検討を行い、これによって本人の権利に対するリスクが生じる場合にはリスク低減措置を行わなければならないこと、さらにはその検討結果を文書化し記録することが、一つの潮流になってきているといえます。GDPRの施行により影響評価の実務が徐々に広まっていたところ、中国の個人情報保護法は影響評価を社内的に実施するのみでは足りず、当局に対して届出ることまで求めたために、一層多くの事業者にとって大きな関心事となりました。今後も世界各国で、個人情報の取扱いや越境移転に関する影響評価の要請が一層高まっていくのではないかと思います。実際にこのような潮流を踏まえて、法令の義務とは別に、新規事業を行う際には影響評価の検討を義務付けるという日本企業も出てきています。そのような意味では、欧州の規制を皮切りにいま中国法務の中で求められていることが、今後日本や世界で求められるスタンダードへと移り変わっていくのではないかと予想しています。

執筆担当：杉浦翔太

III. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2023年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表
2023年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法(意見募集稿) 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)～重要ポイントと実務対応～ 「商標審査案件の審理中止状況規則」に関する解説
2023年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 薬品基準管理弁法(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例
2023年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 独禁法関連規定について 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)(意見募集稿) 全国の地域別最低賃金の状況(2023年4月1日時点) 	
2023年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 立法法(2023年改正) 個人情報越境移転標準契約の主な内容 「職場における女性従業員特殊労働保護制度(参考手引書)」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度(参考手引書)」の発行に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例

<p>2023年2月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 • 2022年度全国法院十大商事案件 	<ul style="list-style-type: none"> • 商標法改正草案（意見募集稿） • 2022年の知的財産権取得状況（速報） • 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 • 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～
<p>2023年1月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「対外貿易法（2022年改正法）」 • 「会社法（改正草案第二次審議稿）」 • 「商標法改正草案（意見募集稿）」 	
<p>2022年12月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「最高人民法院による涉外民事事件の管轄に関する若干問題の規定」 • 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	
<p>2022年11月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」 • 「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」 	
<p>2022年10月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」 • 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」 • 「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」 	
<p>2022年9月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「電気通信オンライン詐欺防止法」 • 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 	

	<ul style="list-style-type: none"> 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	
<u>2022年8月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する10大典型的な事件を公表」 	
<u>速報版（2022/7/8）</u>	個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）	
<u>速報版（2022/7/7）</u>	改正独占禁止法	
<u>2022年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国务院2022年度立法計画」 	「DiDiに対する行政処分」
<u>2022年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
<u>2022年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的な事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
<u>速報版</u>	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
<u>2022年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
<u>2022年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和國反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2023年9月19日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/ブラジル/メキシコ/ケニア